

3

教職員の働き方改革

1 教職員の働き方改革を進める目的

- (1) 教育の質の向上…子どもたちと向き合う時間の確保と効果的な教育活動の実践
- (2) 教職員の心身の健康保持…勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切
- (3) 仕事と生活の充実…日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高める
- (4) 教職を目指す人材の確保…今後も優秀な人材が教職を志すためにも、働き方改革は急務

2 「教職員の働き方改革プラン」の基本方針

- 長時間勤務の是正
- ワーク・ライフ・バランスの適正化
- プラン達成に向けた職場環境の確保

3 プラン達成に向けた数値目標

- (1) 本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方
本プランにおける「勤務時間」とは、教職員が校内に在籍する在籍時間を対象とすることを基本とする。
- (2) 具体的な数値目標

- ① 月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安は原則月45時間（原則年360時間以内）
- ② 年次有給休暇取得日数を全ての教職員 年5日以上の取得、全校種の平均13日以上の取得
- ③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合90%以上

4 プランを達成するための主な手立て

- (1) 県教育委員会の取組
 - ・教職員定数改善への取組
 - ・人的措置への取組
 - ・学校閉庁日の設定
 - ・教職員研修
 - ・調査照会の精選・削減
 - ・部活動の負担軽減に向けた取組の推進
 - ・勤務時間の客観的把握
 - ・保護者や地域への周知と広報
 - ・職場環境の改善
- (2) 市町村教育委員会の取組
 - ・市町村版「教職員の働き方改革プラン」策定
- (3) 管理職の取組
 - ・勤務実態の把握と明確化・適正化
 - ・業務負担の平準化
 - ・行事や会議の精選、見直し
 - ・定時退勤日等の設定
 - ・部活動指導の在り方見直し
 - ・職場環境の改善
 - ・ヘルスケア対策
 - ・教職員同士のサポート体制の整備
- (4) 教職員一人一人の取組
 - ・働き方改革の意義への理解と実践
 - ・見通しを持った業務の遂行
 - ・職場の環境整備
 - ・教職員同士のサポート体制の実践
- (5) 保護者・地域等の理解・協力のもとでの推進

5 プランにおける数値目標の達成状況

- (1) 時間外勤務（月平均）
 - ・ 全校種平均について、プラン策定前の平成30年度には月65.1時間だったのが、令和3年

度には、月 36.6 時間まで減少（約 44%減）

- ・ 4 年度では全校種平均で横ばいであったが、高等学校及び特別支援学校においては増加
- ・ 5 年度については全校種とも減少（対 H30 比約 47%減）したものの、年 360 時間以内とする目標は、特別支援学校を除き依然として未達成

（単位：時間）

校 種	平成 30 年度 ※プラン策定 前	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小 学 校	64.6	60.1	42.2	35.5 (年 426)	34.6 (年 415)	33.9 (年 407)
中 学 校	75.1	68.0	48.2	40.7 (年 488)	38.8 (年 466)	37.7 (年 452)
高 等 学 校	75.8	66.4	49.6	44.1 (年 529)	46.2 (年 554)	41.4 (年 497)
特別支援学校	43.5	34.5	21.5	20.0 (年 240)	21.4 (年 257)	17.9 (年 215)
全校種平均	65.1	58.0	40.5	36.6 (年 439)	36.4 (年 437)	34.6 (年 415)

（注）各年度の数値は、小数点第 2 位を四捨五入している。（(2)も同様）

（2）年次有給休暇の取得日数

- ・ 平均取得日数（全校種平均）について、令和 5 年は 13.6 日となり、13 日以上の目標は達成
- ・ 年 5 日以上を取得を行っている教職員は、全体の 93.2%に留まっており、全員取得の目標は未達成

【平成 30 年～令和 5 年の推移（全校種平均）】

年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
取得日数	10.1 日	10.2 日	9.7 日	11.6 日	12.4 日	13.6 日

【令和 5 年 5 日以上取得割合（全校種）】・・・93.2%（R4：92.4%、R3：89.0%）

（3）ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合

- ・ 令和 2 年度までは増加傾向にあったが、令和 3 年度は 42.6%に減少した。令和 4、5 年度はやや改善したが、90%以上の目標は未達成
- ・ 令和 3 年度は多くの学校でコロナ感染が発生し、精神面を含めた教職員の負担が増大したことや、新学習指導要領への対応（※）など、新たな業務が重なったことも影響していると考えられる。

（※）小学校は令和 2 年度～全面实施、中学校は令和 3 年度～全面实施、高等学校は令和 4 年度～年次進行で実施（特別支援学校は、各学校種と同様）

【平成 30 年度～令和 5 年度の推移（全校種）】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
割合	45%	57%	64%	42.6%	53.7%	58.8%

6 今後の対応の方向性

- (1) 教員しかできない業務における働き方改革
- (2) 実態把握の継続
- (3) 取組事例の聞き取りや好事例の横展開
- (4) 外部サポート人材に係る予算拡充及び市町村における配置の推進
- (5) 各校での取組推進
- (6) DXによる働き方改革の推進
- (7) 教育委員会による調査等の削減・簡素化の継続
- (8) 取組成果の横展開

5及び6に関する詳細

(島根県教育委員会学校企画課HPより)

・「教職員の働き方改革プラン」及びその推進



・島根県版『学校業務改善事例集』

